○藤野委員　自民党新福岡を代表して、放課後等デイサービスについて、ごみ減量とリサイクルについて質問する。初めに、放課後等デイサービスについて尋ねる。放課後等デイサービスは障がいのある子どもに対する支援であり、平成24年4月に児童福祉法に位置づけられ、事業が創設された。制度開始以降 10年近くが経過し、障がいのある子どもが利用できる中核的な福祉サービスとして、子どもや保護者のニーズを背景に多くの人が利用しており、利用者数、事業所数も年々増加している。厚生労働白書によると、全国では令和3年3月時点で月間利用者は約24万8,000人、事業所数は約1万5,800 事業所となっており、事業費については今和元年度の数値では約 3,300 億円となっている。放課後等デイサービスに対する子どもや保護者のニーズも多様化してきていることから、これに合わせるように、事業所が提供する支援内容も多様化してきていると聞く。そこで、放課後等デイサービスの本市における現状と本市の支援内容について尋ねる。まずは、放課後等デイサービスの利用対象者とその事業目的について尋ねる。

△こども未来局長 放課後等デイサービスについては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に通う障がい児に対して、放課後や休日などに、通所により生活能力の向上に必要な訓練と社会との交流の促進等を行う事業である。

○藤野委員　次に、利用する子どもたちに対する放課後等デイサービスの支援の内容について尋ねる。

△こども未来局長 放課後等デイサービスの支援の内容については、子どもの発達過程や特性、日常の行動などを踏まえ、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等を把握し、一人一人の状況に応じた計画に沿って、基本的な日常生活動作や自立生活を支援するための活動、地域で行われている学習、体験、交流活動との連携などの支援が各事業所で実施されている。

○藤野委員　放課後等デイサービスでは、支援の方法は一定の決められたものはなく、各事業所はそれぞれの特色を出して支援を行っているようであるが、全国の事例では、学習塾と同様の内容、単に運動や音楽活動のみ実施という内容の事業所もあると聞いている。放課後等デイサービスの対象となるのは、心身の変化の大きい小学校から高等学校等まで広い年代にわたるため、子どもの発達過程や障がい種別、障がい特性を丁寧に把握し、一人一人の状況に応じた、その子にとって真に必要な支援を丁寧に行っていくことが必要である。事業所でほかの友達と一緒に過ごす中で、子どもが他者への関心を持ち、コミュニケーションが取れるよう支援すること、基本活動の中で自己選択や自己決定の促進が図られるプロセスを組み込むこと、保護者との信頼関係の構築により保護者が気兼ねなく相談できるようにすること、学校や関係機関とも連携を図りながら支援を行うことが、放課後等デイサービス事業者には求められている。それでは、本市における直近3年間の利用者数、事業所数、決算額の推移について尋ねる。

△こども未来局長　直近3年間の年間延べ利用者数の推移については、平成 30 年度が2万8,043 人、令和元年度3万2,885 人、2年度3万5,958 人、また、事業所数については、3月末現在で、平成 30 年度が 184 事業所、令和元年度 202 事業所、2年度 229 事業所、決算額については、平成30年度が 45 億 8,400万円余、令和元年度 55 億600万円余、2年度 60 億 3,200万円余である。

○藤野委員　本市でも利用者、事業所ともに増加が続いているが、今後の見通しと課題をどのように考えているのか。

△こども未来局長　利用者数及び事業所数の今後の見通しについては、本市は全国と同様、利用者、事業所ともに増加してきており、当分この傾向が続くと見込んでいる。また、事業所における支援の質の確保が課題であると考えている。

○藤野委員　今後もこの増加傾向が続くと見込まれているわけであるが、事業所が増えてくる中で事業所が提供する支援内容も多様化してきており、一方で、支援の質にも大きなばらつきが見られるようになってきたとの指摘がなされている。支援の経験が十分ではない新しい事業所が出てきたり、支援に当たる職員が退職などで新しい人に変わったりすることでも、支援の質に差が生じてきている。事業所を利用することによって子どもの健全な成長を図ることが、放課後等デイサービスの目的の大きな部分であるため、支援の質の確保は重要である。本市は放課後等デイサービスの支援の質の確保をどのように図っているのか。

△こども未来局長支援の質の確保のための取組については、厚生労働省通知により、おおむね3年に1回、特に新規開設時はおおむね1年以内を目途に事業所を訪問して指導を行うこととされており、本市でもこの通知に基づき指導を行っている。また、放課後等デイサービス事業所の従業者を対象とした研修等を実施している。令和2年度については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、訪問指導に代えて電話や書面による丁寧な指導を行うとともに、引き続き感染対策を行いながら、従業者に対する研修等を行い、支援の質の確保に努めている。

○藤野委員 全国的にも事業所の支援の質について問題が提起されている。しっかりと支 援の質の確保が図られるよう、市の指導体制の充実にも取り組んでほしいと思う。放課後等デイサービスの事業所は子どもたちが集まる施設であり、新型コロナウイルス感染症の流行下で、事業所は常に感染の危機にさらされている。そのような中、支援職員は 感染対策に細心の注意を払いながら子どもたちを受け入れている。コロナ禍において、事業所に対し、本市は感染予防についてどのような支援を行っているのか。

△こども未来局長　事業所に対する感染予防の支援については、令和2年度は特別給付金の支給のほか高齢者施設等と同様に、従業者に対する新型コロナウイルスのスクリーニング検査を実施している。また、3年度はスクリーニング検査を継続するとともに、従業者に対するワクチンの優先接種も行っている。

○藤野委員　コロナ禍にあっても業務を休止することなく、子どもたちの受入れを続けている事業者に対する十分な支援を求めておく。放課後等デイサービスに求められているニーズは様々である。近年、女性の就業率が上がってくる中で、障がいのある子どもを持つ母親の就業率も上昇してきており、放課後等デイサービスがそのような母親の負担の軽減につながっているという面もある。実際に私の周りでも、障がいのある子どもを持つ家庭で両親ともに働いているが、放課後等デイサービスがあって本当に助かっているという声や、送迎をしてもらえるので負担が減って助かるといった声も聞く。放課後等デイサービスの目的は、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進などであり、子どもへの支援が最優先であるとは理解しているが、子どもの預かりも含めた保護者の負担軽減も、放課後等デイサービスの役割の一つであると考える。保護者の時間を保障することで、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復し、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすことが期待できる。このようなニーズにもしっかりと応えていけるよう、事業所の充実についても取り組むよう要望する。では、保護者が実際に放課後等デイサービスを利用する際、具体的にどのような手続を行うのか。

△こども未来局長　保護者が放課後等デイサービスを利用する際の具体的な手続については、利用を希望する保護者が各区役所で申請を行い、支給決定と受給者証の交付を受け、保護者が選択した放課後等デイサービス事業者と契約することにより利用が可能となる。

○藤野委員　どの放課後等デイサービス事業所を利用するかは、保護者自らが選択して契約することになっている。市内には 200 か所を超える事業所があり、支援の内容も事業所によってそれぞれ異なることから、利用者が多くの事業所の中から子どもに合った適 切な支援をしてくれる事業所を探すことは容易ではない。保護者が事業所の支援の特色等を一覧で見ることができるような仕組みはないのか。

△こども未来局長　保護者が事業所情報を確認できる仕組みについては、区役所で事業所の利用に関する相談を受ける際、希望者に事業所一覧を配付しており、本市ホームページにも、市内の指定事業所に関する基本的な情報を掲載している。また、(独)福祉医療機構のホームページでは、事業所の概要や運営に関する方針、サービス等の提供内容など、支援に関する特色等をより詳細に確認できるようになっている。

○藤野委員　障がいのある子どもを持つ親は、日常の子どもへの世話にも大変苦労しながら過ごしており、日々どのような接し方をすればよいのか、また、子どもの将来はどうなるかと、大変な不安を感じている。そのような状況でも子どもがより自立した生活を送れるよう、何とかできることをやっていこうと決意し、できる限り早い時期に子ども に合った事業所を探したいと必死に頑張っている保護者の思いにしっかりと答えてほしいと思う。このようことからも放課後等デイサービスはなくてはならないサービスであり、今後も利用ニーズはますます高まっていくと想定される。保護者がより質の高いサービスを選択できるよう、さらなる事業所の支援の質の確保や、事業所の情報提供に取り組むべきと考えるが、所見を尋ね、この質問を終わる。

△こども未来局長　事業所の支援の質の確保については、新型コロナの影響が続く中、引き続き、従業者への研修や、電話、書面による指導の充実に努めるとともに、感染対策 を行いながら、特に新規指定事業所を重点的に訪問して指導を行うことにより、コロナ禍でも利用者が質の高い支援を受けられるよう取り組んでいく。また、利用者への情報提供については、本市ホームページから(独)福祉医療機構の情報を容易に確認できるようにするなど、利用者のニーズに合った事業所の選択ができるよう取り組んでいく。

藤野委員　次に、ごみ減量とリサイクルについて尋ねる。本市では、都市経営の基本戦略として、都市の成長と生活の質の向上の好循環をつくり出すことを掲げ、まちづくりを推進しており、その結果、昨年、推計人口は 160 万人を突破し、企業の立地や創業が進むなど、都市の成長が続いている。一方で、2015年に採択された持続可能な開発目標、SDGsや、パリ協定などの国際的合意を契機に、世界中で持続可能な社会の構築についての機運が高まるとともに、我が国においても昨年10月に 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現が宣言されるなど、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化している。また、2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症によって、社会、経済が大きな影響を受ける中、いかに持続可能で強靭な社会を構築していくかが重要であり、環境分野の取組、とりわけ脱炭素社会への移行や、資源循環の推進などが必要不可欠であることが再認識され、身近なところでも新しい生活様式によるライフスタイル、ビジネススタイルへの転換が起きている。身近な取組としては、循環型社会を目指した、ごみ減量、リサイクルの取組がその一つとして挙げられ、市民一人一人の意識、行動を変えていくことが重要である。今般、本市は新たなごみ処理基本計画である循環のまち・ふくおか推進プランを策定したが、今後、本市が進めていくごみ減量、リサイクルの取組内容と決意、市民の意識づけなどについて尋ねていく。まず、今回策定した新たなごみ処理基本計画について、策定に至った経緯を尋ねる。

△環境局長　循環のまち・ふくおか推進プランについては、前計画の策定から 10年が経過する中で、人口が前計画の想定を上回って増加しており事業者数も増加していること、SDGs、パリ協定、国の環境基本計画など、総合的、長期的な政策の方向性が定まったこと、プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題への対応が必要となったことにより策定したものである。

○藤野委員　前計画である新循環のまち・ふくおか基本計画の取組について、どのように評価しているのか。

△環境局長　前計画においては、市民や事業者とともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの取組を推進してきた。その結果、令和元年度の市民1人1日当たりのごみ処理量は、基準年度である平成 21 年度と比較して、10 年間で 36 グラム減少し、令和2年度における目標数値を達成しており、また、人口や事業所数が増加する中にあっても、ごみ処理量は横ばいであり、市民や事業者とともに取り組んできた成果が現れているものと考えている。

○藤野委員　本市は人口や事業所数が増加しているが、ごみ処理量は大幅な増加に転じることはなく、ほぼ横ばいで推移しており、市民、事業者のごみ減量、リサイクルへの取組の成果として評価できるのではないかと考える。さらなる取組を推進するために今般策定された新たな計画とはどのようなものか、テーマや基本的な考え方について尋ねる。

△環境局長　新たな計画においては、「みんなでつくろう!活力ある未来へつなぐ循環のまち・ふくおか」をテーマとしており、これまで市民や事業者とともに取り組んできた「循環のまち・ふくおか」の取組をさらに進化させ、将来世代につないでいくため、発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取組を推進していくものである。

○藤野委員　新たな計画における、ごみ減量の目標について尋ねる。

△環境局長　新たな計画においては、基準年度を令和元年度、目標年度を 12 年度とし、3つの数値目標を定めている。まず、ごみ処理量については、56 万 5,000 トンから 53 万トンまで3万 5,000 トン削減すること、次に、市民1人1日当たりの家庭ごみ処理量について、501 グラムから 476 グラムまで 25 グラム削減すること、最後に、1事業所1日当たりの事業系ごみ処理量について、13 キログラムから 10 キログラムまで3キログラム削減することとしている。

○藤野委員　新たな計画では、今後 10年間で3.5万トンのごみ減量を目指すということであるが、現実的にさらにごみを減量できる余地はあるのか、燃えるごみの組成と重量について、計画の基準年度である令和元年度の実績を尋ねる。

△環境局長　令和元年度における組成調査による燃えるごみの組成と重量の推計は、家庭ごみでは食品廃棄物が約30.1%で約8万 1,000トン、プラスチックごみが約 21.4%で約5万8,000 トン、資源化可能な古紙が約 16.4%で約4万 4,000 トンとなっている。また、事業系ごみでは、資源化可能な古紙が約26.4%で約6万 3,000 トン、食品廃棄物が約25.5%で約6万 1,000 トンとなっている。

○藤野委員　組成の状況を踏まえ、新たな計画の下で具体的にどのようにごみを減らしていくのか、取組の方向性を尋ねる。

△環境局長　新たな計画においては、燃えるごみの大部分を占める古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3つを重点3品目と位置づけ、重点的な減量施策を実施していく。具体的には、古紙については再生紙の優先利用やさらなるリサイクルの推進、プラスチックごみについては発生抑制の徹底と代替素材への転換、リサイクルの在り方の検討、食品廃棄物については食品ロスの削減や食品リサイクルの推進などの取組を進めていく。

○藤野委員　古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3つの品目をターゲットとして、減量に取り組んでいくということで、ここからは品目ごとにそれぞれ具体的な事業について尋ねていく。まず、古紙の資源化推進について、今和2年 10月に事業系ごみの分別区分に古紙が追加されたが、実際にどのような事業を実施したのか、事業概要と決算額、その成果について尋ねる。

△環境局長　事業系ごみの古紙分別区分の追加に当たっては、制度の円滑な導入に向け、新聞、テレビ等での広報、事業者等への説明会や出前講座、戸別訪問等を実施したほか、排出事業者の古紙保管場所等整備や、民間の古紙資源化施設であるリサイクルベースの整備に対する支援を実施しており、決算額は1億 3,087 万8,000円となっている。これらの取組により、令和2年度の 10~3月までのリサイクルベース搬入量は、前年同時期より約 1,700 トン増加している。

○藤野委員　次に、家庭から出る古紙の資源化推進については、地域集団回収を中心に取り組んできたと思うが、特に雑がみがリサイクルできることが、まだ広く認知されておらず、周知が課題になっていると聞いている。雑がみの回収量増加のためにどのような事業を実施したのか、事業概要と決算額、その成果について尋ねる。

△環境局長　雑がみの回収量増加に当たっては、雑がみの認知度向上のため、雑がみの種類や出し方について記載した雑がみ回収促進袋を配布したほか、資源物回収場所早わかりマップの周知を図るなどによる回収促進に取り組み、決算額は 313 万 4,000円となっている。これらの取組により、校区単位で雑がみ回収促進袋を配布した 19 校区のリサイクルボックスにおける配布後の3か月間の回収量は、前年度の同期間と比べて約20%増加している。

○藤野委員　令和2年度の実際の取組を尋ねたが、この成果を踏まえ、3年度はどのようなことに取り組んでいるのか。

△環境局長　令和3年度においては、事業系の古紙については、排出事業者へ古紙分別保管場所等整備支援補助金などの支援を継続するとともに、戸別訪問による適正排出指導を強化するなど、分別区分追加の制度定着に向けた取組を行っている。また、家庭系の古紙については、雑がみ回収促進袋の配布校区の拡大に取り組むほか、高齢化の進展に伴い集積場所までの資源物の持ち出しが困難な高齢者が増加していることを踏まえ、集団回収団体を主体とした、高齢化に対応した資源物回収モデル事業を実施することとしている。

○藤野委員　事業系古紙の分別義務化については、各事業者への周知、啓発をしっかりと行い、効果が上がっているのではないか。また、家庭から出る古紙についても、コロナ禍でなかなか活動が難しい中、地域、団体が一生懸命取り組み、成果を上げている。より取組が推進されるよう工夫をしてほしいと思う。次に、食品廃棄物について尋ねる。食品廃棄物、特に食品ロスの対策としては、食品ロスをそもそも発生させないという発生抑制の推進と、家庭などで発生する未利用食品の活用の2つが施策の柱になっている。まず、食品ロスの発生抑制の推進については、令和2年度はどのような事業を実施したのか、主な事業概要と決算額、その成果について尋ねる。

△環境局長　食品ロスの発生抑制の推進に当たっは、飲食店等における食べ残し削減に向けた周知、啓発を行う福岡エコ運動について、スーパーなどの小売店にも対象を広げて実施したほか、小売店における発注段階での需要予測システムなど、AIやICTを活用した実証研究への支援を実施しており、決算額は 1,785万 4,000円となっている。また、令和2年度末時点における福岡エコ運動の協力店舗数は、前年度末より 88店舗増え571店舗となっている。

○藤野委員　次に、未利用食品の活用については、令和2年度にどのような事業を実施したのか、主な事業概要と決算額、その成果について尋ねる。

△環境局長　食品ロス削減のための未利用食品の活用に当たっては、家庭における未利用食品を必要とする団体等に提供するフードドライブを新たにショッピングモールで実施したほか、フードバンク福岡との共働事業として、食品関連事業者からの提供量を増やす取組を行っており、決算額は432万 4,000 円となっている。フードバンク福岡との共働事業では、令和2年度の実績として、食品提供企業数が 164社、食品提供量が 160トンとなっている。

○藤野委員　令和3年度は食品ロス対策として、どのような事業を実施しているのか。

△環境局長　令和3年度においては、食品ロスの発生抑制を推進するため、福岡エコ運動や、AIやICTを活用した実証研究への支援に引き続き取り組むとともに、子どもたちへの環境教育の一環として、身近な場における日々の食品ロスを記録する食品ロスダイアリーを新たに作成、配付し、実践行動につなげる啓発を行っている。また、未利用食品を活用するため、フードバンク 福岡との共働事業を継続するとともに、新たに公共施設等の利便性の高い場所にフードドライブスポットを設置することにより、食品提供量増加に向けた取組を行うこととしている。

○藤野委員　AIなどの新しい技術を生かす手法は大変よいことであると思うが、実際に実証研究に参加した店舗の食品ロスは減ったのか、また、参加店舗の感想はどうだったのか。

△環境局長　実証研究として実施している気象条件等を活用した発注段階における需要予測システムである「売りドキ!予報」に参加したスーパー、小売店へのアンケートの結果によると、参加した8社のうち6社から商品の廃棄率が減少したとの回答を得ている。 参加した事業者からは、雨の日の廃棄量が減ったと感じる、「売りドキ!予報」の活用に関して従業員間で意見交換を行い、全体として取り組んだことで食品ロス削減につながった、特に寒暖差が大きい時期である 11 月に「売りドキ!予報」の情報を活用することで食品ロスを削減できたなどの声があった。

○藤野委員　AIの導入により、実際に食品ロス削減に効果が上がったという好事例だと思う。このように事業者と連携しつつ、新しい技術を取り入れ活用することは、ごみ問 題に限らず、広く環境分野の課題解決に資することから、積極的に進めていくべきであると考える。次に、プラスチックごみ対策については、令和2年度にどのような事業を実施したのか、主な事業の概要と決算額、その成果について尋ねる。

△環境局長　令和2年度においては、プラスチックごみを削減する具体的なアイデアを募集するコンテストを実施し、134 件のアイデアが集まるとともに、その内容を公開して、リフューズの行動につながる啓発を行っている。また、マイボトル利用を促進し、不必要なペットボトルの発生抑制を推進するため、マイボトル用給水スポットを区役所に設置している。なお、プラスチックごみの発生抑制対策に関する決算額は 1,929 万円となっている。

○藤野委員　プラスチックごみ対策については、令和3年度にどのような事業を実施しているのか。

△環境局長　令和3年度においては、イベントでのワンウェイプラスチックの使用量の削減を目指し、リユース食器などの利用を進めるためのモデル事業を実施することとしている。また、マイボトルの普及に向け、水やコーヒー等の飲料を利用者のマイボトルに提供する飲食店をマイボトル協力店として登録する制度を開始している。さらに、マイボトル協力店と区役所等に設置した給水スポットを福岡市Webマップに掲載し、市民の利便性の向上などに取り組んでいる。

○藤野委員　マイボトルを持ち歩く習慣をつけることで、プラスチックそのものを減らしていこうという動機づけになり、とてもよい取組だとは思うが、飲食店での提供ということであれば、飲食をせずに水だけを注いでもらうことはハードルが高いと思う。外出先で気軽に注水できる環境が進むよう他局事業との連携も含めて検討するよう要望しておく。施策のターゲットとしている重点3品目の中でも、特にプラスチックごみについては、プラスチックが私たちの生活を支える必需品である一方、海洋に流出したプラスチックごみによる海洋汚染が地球規模で広がっている。海洋プラスチックごみの削減は、国際的な連携の下で取組が始まっており、SDGsで掲げられる目標 14 においては、2025 年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することなどが盛り込まれている。また、2019年6月に開催された主要 20 か国地域首脳会議、G20 大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有され、海洋プラスチックごみの削減は国際的な連携の下で取組が始まっているが、本市においては、海洋プラスチックごみ削減に向けて、どのような取組が行われているのか。

△環境局長　海洋プラスチックごみの削減に向けた取組については、新しい生活様式における市民啓発として、海洋ごみ問題の理解を深めるオンラインセミナーや、SNSを活用したキャンペーンによる啓発等を行っているほか、陸域で発生したプラスチックごみは、河川を通じて海に流出していくことから、流域圏の自治体と連携して、海洋ごみ問題についての啓発を行っている。

○藤野委員　我が国では、2019年5月にプラスチック資源循環戦略が策定されたが、ここでは循環型社会形成推進基本法に規定する3Rの優先順位に基づき、リデュース等を徹底することが定められている。こうした意識の徹底は、子どものときからの意識づけが 重要であると思われるが、本市では子どもたちに対し、どのような環境教育に取り組んでいるのか。

 △環境局長　環境教育の取組については、学校教育における環境学習の支援として、本市のごみ処理の仕組みやごみ減量について解説した社会科副読本に不要なものを断るリフューズの解説を加えて作成、配付するとともに、実際に学校に出向き、具体的な取組について説明している。また、総合的な学習の時間でSDGsをテーマに取り組んでいる中学生に対し、プラスチックごみについて自分事として考えてもらう講座を令和3年度から始めている。

○藤野委員　プラスチック資源循環戦略に基づく取組の一つであるレジ袋有料化が 2020年7月にスタートしたが、レジ袋有料化は国民一人一人がプラスチックごみ問題について考え、大量消費型のライフスタイルを見直していく契機となっており、市民の関心も高いのではないかと思う。レジ袋有料化が実施されてから1年以上が経過したが、本市はその効果について、どのように考えているのか。

△環境局長　レジ袋の有料化については、ふだん何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要か考え、ライフスタイルを見直すきっかけとすることなどを目的としており、本市の取組としては、その趣旨を伝える啓発を行っている。レジ袋有料化の効果については、本市の市政アンケート調査において、レジ袋を断っていると答えた割合が令和元年度の 79.2%から2年度は 91.9%へと向上しており、環境問題について市民の関心が高まっているものと考えている。

○藤野委員　レジ袋の辞退率が 90%を超え、多くの人はふだんレジ袋を受け取らないこと が当たり前となった。さらに、本年6月に成立、公布されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計から製造、販売、廃棄物処理までの各段階に関わるあらゆる主体によるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じることを目的としている。今後は、現在は無料で配布されているプラスチック製品を削減する取組が事業者に求められることになり、報道によると、その対象品目はコンビニなどで配られているフォーク、スプーン、マドラー、ナイフ、ストロー、ホテルなどで配られているヘアブラシ、くし、カミソリ、歯ブラシ、シャワーキャップ、クリーニング店などで配られているハンガー、衣類用カバーなど 12 品目に及ぶそうである。有料化や回収再利用の仕組みをつくるなど事業者側の対応が求められるが、それだけでなく、市民がきちんとこの意義を理解し、行動することが必要不可欠であると思う。この意識づけの取組や事業者との連携について、本市はどのように取り組んでいくのか。

△環境局長　プラスチック製品の削減に向けた事業者との連携については、これまでのライフスタイルの変革に向けて、消費者と直接接する小売事業者と連携したワンウェイプラスチック削減の啓発や、各メーカーによる洗剤容器などの自主回収の取組と連携した啓発の取組を進めていく。

○藤野委員　あらゆる主体によるプラスチック資源循環の取組を促進するというプラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、行政だけでなく、製造事業者、小売事業者、消費者なども巻き込みながら、官民一体となって必要な取組を進めるよう要望しておく。これまでの質疑の中で、ごみ減量を実現していくために重要なポイントが2つあった。1つは、市民、事業者の一人一人が意識を変え、実際に行動を起こしてもらわないとごみは減らないということ。もう1つは、市民、事業者、行政の3者がよく連携を取り、共働していく必要があるということである。本市は、人と環境と都市活力の調和が取れたアジアのリーダー都市を目指し、高島市政の下で着実に成長を続けてきた。引き続きアジアのリーダー都市にふさわしいロールモデルとして、世界の多くの人々に選ばれるまちになっていくためには、環境の面からも本市のプレゼンスをさらに高めていくことが必要である。新たなごみ処理基本計画の下においても、さらなるごみ減量を推進するため、市民のライフスタイルの変化、官民一体となった取組に大いに期待したいと思う。そこで、持続可能な社会の実現に向けて、資源循環の推進など循環型社会を構築するために、ごみの減量とリサイクルにどのように取り組んでいく考えか、市長の所見を尋ね、質問を終わる。

△市長　本市においては、人と環境に優しい持続可能な都市を目指して環境負荷を軽減し、都市の発展を持続させる福岡式循環型社会システムの構築に取り組んでいる。循環型社会を構築していくに当たっては、ごみの減量やリサイクルを進めることは重要であることから、新たなごみ処理基本計画である循環のまち・ふくおか推進プランに基づき、市民や事業者の理解と協力を得ながら、発生抑制や再使用に重点を置いた、ごみの減量やリサイクルの推進に向けた取組をしっかりと進めていく。